

第24回期 第19回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年1月14日(金) 午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 (〃)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重

4 欠席委員(推進委員1人)

推 進 委 員 (中根松) 市川 喜一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 坂本 克幸
 主 事 小松 将広

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第19回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 改めまして、明けましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えることと、お喜び申し上げます。 年末から年始にかけ、新型コロナ禍のオミクロン株の感染が急速に拡がり始めております。当町においても、新年になりコロナウイルスの陽性者が1名出たということですが。誰が感染してもおかしくない状況です。そのためにも、十分気を付けて委員の活動をしていただきたいと思います。農業を取り巻く環境も、明るい兆しが見えてくるのであれば、委員として頑張りがいもあると思いますが、米においてなどは、買い入れ価格の大暴落、これでは農地を守れと言われても、耕作者が作付けをしない状況になってしまわないか、農地の放棄等の増加が増えてこないか、危惧するところであります。 ここで年の初めですので、改めて農業委員会憲章を考えてみます。私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な 発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって憲章を遵守する。という誓いです。今年1年どのような年になるのか、飛躍する1年であってほしいと願うものであります。 本日の提出議案は2件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、あいさつといたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第19回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中10名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、6番、小室勝弘委員、7番、薄井良男委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>

会 長	<p>それでは、議事日程第 3、議案第 3 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第 3 5 号、農地法第 3 条①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区担当の石塚です。</p> <p>議案第 3 5 号、農地法第 3 条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。9 日、午後 2 時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。申請の事由は、*****さんが***在住のために農地の管理が出来なくなったので、*****さんに土地を売買し、耕作してもらいたいとのことでした。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の 1 号から 7 号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。***さんについては、昨年 1 2 月に実施した経営状況等調査においても農業に専念する旨の意向が示されており、従事日数及び保有する農機具類について問題ありません。また、所有する農地についても、遊休農地と評価されている土地もなく、取得後の面積が 3 0, 8 3 9 m²となるため、十分な農地面積を確保しております。</p> <p>以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第 3 5 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第 3 5 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第35号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に同じく、議案第35号、農地法第3条②について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第35号②について、里白石・福貴作地区推進委員、小宅善一委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
小宅委員	<p>はい。里白石・福貴作地区担当の推進委員、小宅善一です。</p> <p>議案第35号農地法第3条②について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、***、****さん、譲受人、***、****さん、以下記載のとおりです。1月9日、午前9時より地区副担当の鈴木政吉委員及び譲渡人、譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。今回、****さんは、機械もなく高齢になり、**さんの宅地に隣接する土地と農地を交換することで話がまとまり、農業委員会に申請したとのことでした。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、譲渡人である****さんから申請農地の贈与を受け、農業経営拡大するという申請がありました。譲受人の****さんについては、里白石の認定農業者であり、認定計画書を確認しても、農地法第3条第2項各号にいずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第35号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第35号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第35号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p>

会長	事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第36号①について、小貫・太田輪地区推進委員、近藤近委員の調査報告及び、意見を求めます。
近藤委員	<p>はい。小貫・太田輪担当の推進委員の近藤近です。</p> <p>議案第36号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****、*****さん、**さん、以下記載のとおりです。1月11日、午前10時より地区副担当の薄井委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>*****さんは、*****さんの孫でありまして、申請の理由は、**さん夫婦が家を建てたいということで、*****さんが土地を贈与するということにしたそうです。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から12項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>申請地の選定理由ですが、譲渡人である*****さんは、譲受人である*****さんの祖母であり、祖母から土地提供の申し出があり、また、学校や職場への通勤や買い物等の利便性を考慮し、農地ではありますが選定したとのことですので、立地基準となる農地の区分につきましましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました。第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われまます。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われまます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和4年8月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しませ</p>

	<p>ん。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、地表は砂利で固め、周囲に U 字溝を設けるため土砂等の流出はなく、汚水は合併浄化槽により処理し、雨水は自然浸透及び、U 字溝により町道備付既存排水溝へ流出する計画となっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第 3 6 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第 3 6 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第 3 6 号、農地法第 5 条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に同じく、議案第 3 6 号②について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第 3 6 号②について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当の推進委員の石塚です。</p> <p>議案第 3 6 号農地法第 5 条②について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、***さん、譲受人、*****、*****、*****、*****、*****さん、以下記載のとおりです。9 日、午後 1 時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人の代理人、池田淳子さんの立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>*****の畑に建売分譲住宅 3 棟及び駐車場 2 台分 3 区画を建設したいとのことです。汚水は町公共下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透するという事です。</p> <p>調査事項であります一般基準の第 1 項から 1 2 項目までについて該当する項</p>

	<p>目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、役場から300m以内であり公共施設近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、建売分譲敷地であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和4年12月1日までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法、建築基準法いずれも許可见込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、建売分譲敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、建売分譲が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺に農地はなく支障ありません。なお、汚水は既存の公共下水道により排出し、雨水は敷地内で処理する計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。</p> <p>議案第36号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第36号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第36号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会2月17日(木)午後1時30分予定。</p> <p>総会終了後に関係機関・団体との意見交換会を開催する予定ですが、コロナ禍でありますので状況によっては開催しません。</p> <p>2点目、活動記録簿12月分を総会終了後に事務局まで提出をお願いします。</p> <p>3点目、本日、経営状況等に関する調査票及び農地利用意向調査の未提出分を事務局へ提出するようお願いします。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第19回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)